

議案第 7 1 号

し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務の委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、し尿及び浄化槽汚泥の処分（前処理を除く。）に関する事務を別紙の規約により十和田市に委託するものとする。

令和 2 年 1 2 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

十和田地区環境整備事務組合の解散により同組合から承継するし尿及び浄化槽汚泥の処分（前処理を除く。）に関する事務を十和田市に委託することについて、協議するため提案するものである。

十和田市とおいらせ町とのし尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 おいらせ町は、し尿及び浄化槽汚泥の処分（十和田地域広域事務組合で処理する事務を除く。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を十和田市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 前条に規定する委託事務の管理及び執行については、十和田市公共下水道事業計画及び下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、おいらせ町の負担とする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、十和田市長がおいらせ町長と協議して定める。この場合において、十和田市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）をおいらせ町長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第4条 十和田市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、十和田市一般会計歳入歳出予算において区分して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 十和田市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分をおいらせ町長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 十和田市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図

るため、おいらせ町長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、おいらせ町長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(変更の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について変更がある場合においては、十和田市は直ちに当該変更内容をおいらせ町に通知しなければならない。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項又はこの規約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて、十和田市長とおいらせ町長が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、十和田市長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかにおいらせ町に還付しなければならない。